

○袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づく市町村行動計画に関して審議し、意見を述べること。
- (5) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 事業主
- (6) 労働者

(7) 子どもの保護者

(8) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て支援会議に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て支援会議の会議（以下この条及び第8条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て支援会議の庶務は、市民子育て部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の公布以後、初めての委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第26号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成27年条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第26号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。